

監 査 公 表

静岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和4年6月9日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

記

1 平成25年度定期監査（テーマ監査）

（1）行政財産に設置された自動販売機に係る「公募による貸付け」の取組みの推進について

【指摘事項】

今回の監査対象課の83課（市全体のおおむね半数の課）のうち、32課が施設（行政財産）を所管しており、このうち19課の所管する60施設に132台の自動販売機が設置されていた。

この132台の自動販売機のうち、公募による貸付けを実施していたものは3施設におけるわずか5台（3.8%）のみであったが、その年額貸付料（見込み）の総額は1,795,040円となっており、使用許可による127台分の年額使用料の総額1,640,301円を上回っていた。これを1台当たりの平均額として算出した場合、貸付けによるものは1台359,008円であるのに対して、使用許可によるものは1台12,916円であり、約27.8倍もの大きな差が生じる結果となっていた。

自動販売機の設置に関しては、施設の立地環境などにより販売見込みが異なったり、指定管理者制度を導入している施設もあり、一概に結論づけられるものではないが、仮に今回の監査対象における使用許可分を全て公募による貸付けに切り替えたとすると、年額貸付料は、単純計算で約4,559万円（指定管理導入施設を除いた分でも約1,328万円）となる。

さらに、定期監査は2年で市の全課を一巡するため、およそ半数の所管課が今回は監査対象ではなかったことから、上記の試算金額以上に大幅な増収を見込めると予想できる。

なお、使用許可に係る一部の自動販売機については、災害協定により発災時に市民への無償提供を要請できるものであったり、福祉施策による支援目的等の理由で公募による貸

付けへの変更が困難な事例が確認されたが、その他の多くの自動販売機については、特段、公募による貸付けへの変更が不可能な理由は確認されなかった。

また、複数の所管課における状況確認の中で、公募による貸付けへの変更を行わない理由として、「施設そのものの立地環境や自動販売機自体の設置場所から多くの販売が見込めない」との意見があったが、これについては、立地環境が良く販売が見込める施設と組み合わせたグループとして一括で公募すれば、貸付けに切り替えることが可能になると考える。

行政財産における自動販売機の設置に関しては、平成18年の地方自治法改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことで、より財産の有効活用が可能となり、全国の自治体において従来の使用許可から公募による貸付けへ切り替える取組みが進んでいる。

新聞等によると、静岡県では平成24年度において県有施設72か所に設置された222台の自動販売機について設置者を公募したところ、216台の契約がまとまり、契約金額の総額は、公募前の106倍となる1億6,482万円となった旨の報道がされている。更に、平成25年度には取組みの拡大を図り、404台の貸付けによる収入額は2億5,200万円まで増加し、1台当たりの平均年間収入は62万円以上となっているとのことである。

本市においても平成22年度から、管財課が中心となってこの取組みを開始しているが、庁内各課に対して「貸付けによる自動販売機の設置に関する照会」の通知を発し、公募による貸付けへの切り替えを促しているものの、平成25年10月末現在で公募台数はわずか39台にしか過ぎず、前記の静岡県や公募による貸付けの割合が100%（指定管理導入施設を除く。）となっている千葉市といった先進自治体と比較した場合、財産の有効活用の観点では大幅に遅れをとっていると言わざるを得ない。

この理由を推察してみると、本市では、各課における最新の自動販売機の設置状況や全台数に対する公募分の割合を把握していないこと（平成25年12月公表「地方行財政調査会による都市の公有財産に設置する自動販売機にかかる使用料調べ」による本市回答）から明らかなように、これらの取組みを全庁的に推進するための資産活用の総括部署の機能が弱いことが挙げられる。

また、施設の所管課において、公募による貸付けへの切り替えにより大幅な増収を図った場合に、その一定額を歳出予算として確保できる仕組みがあるにもかかわらず、積極的な活用に対する意識が希薄なため、所管課における公募への切り替えが進まないことも理由の一つと考えられる。

行財政改革における自主財源確保の必要性が強く叫ばれる中、このように本市において

は財産の有効活用に関する取組みが各課まで徹底されていない状況にあるため、公募による貸付けへの切り替えの取組みについて、より一層の推進を図るとともに財産の有効活用に関する意識を全庁的に浸透させることが必要である。

【措置の状況】

平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸付範囲が拡大され、自動販売機の設置についても使用許可から公募による貸付けに切り替え、収入額の増加を図る取組みが可能となりました。本市においては、平成21年度に「貸付けによる自動販売機の設置事務取扱いマニュアル」を定め、事業者の公募と選定を実施、平成22年度から駿河区役所内の2台について貸付けを開始しております。平成25年度より、平成26年度以降に設置契約の更新を迎える自動販売機について、貸付けへの切り替えをより推進するため、以下に記載の取組みを行ってきました。今回の指摘も踏まえて、今後の設置契約の更新や新規設置について、貸付けの拡大による財産の有効活用を推進します。

- ・ 財産の有効活用に関する意識を全庁的に浸透させる取組み及び公募による貸付けへの切り替えのより一層の推進

これまでの取り組みとして、平成25年6月に所属長を対象に、翌7月に事務担当者を対象に財産管理についての研修会を実施し、行政財産の有効活用について周知を図るとともに、「貸付けによる自動販売機の設置事務取扱いマニュアル」にて、貸付可能の判断基準、借受者の募集方法、賃貸借契約の条件を具体的に示しました。併せて、設置に関する照会の全庁的な実施の予告と、貸付けへの切り替えについて積極的な取組を依頼したほか、管財課では各課からの相談に対応しました。

また、平成25年10月に「貸付けによる自動販売機の設置に関する照会」を全庁的に実施し、貸付可能な物件については物件調書を作成しました。これらは平成26年1月に募集公告を実施、3月に契約事業者を決定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの貸付契約を締結しました。

貸付けによる自動販売機の設置は、平成25年度の定期監査時は39台でしたが、平成26年度から平成28年度にかけての3か年に、契約の更新に合わせて貸付けへの切り替えを積極的に進め、年度末時点における新規契約台数と貸付による設置台数の合計は、平成26年度が50台（合計89台）、平成27年度が45台（合計134台）、平成28年度が96台（合計230台）と増加しました。

平成29年度以降についても、契約の更新に合わせた貸付けへの切り替えの実施や、貸付料収入の増加を目指した新規設置を進め、令和2年度には合計240台に増加させました。今後もこのような取り組みの推進により、財産の有効活用について推進していきます。